

<信州大学研究補助者制度 予算を超える場合の判断基準>

研究補助者制度は、原則一人半期180時間（夫婦で申請の場合は一人180時間を上限に、夫婦で240時間）をご利用いただけますが、予算に限りがあるため、採択件数が予算を上回る場合は以下の審査基準により減額する場合があります。ただし、申請者の個々の状況から総合的に判断しますので、あらかじめご了承ください。

【利用資格①妊娠中の場合】

利用資格①の妊娠中は予期せぬ体調不良なども予想されるため配偶者の就労状況に関わらず上限（180時間）の利用を可とする。

【利用資格②育児 ③介護の場合】

利用資格②，③について、配偶者がいる場合は、配偶者の就労時間により利用時間を決定する。単身の場合は上限（180時間）の利用を可とする。

●配偶者の就労時間に応じた利用時間の判断基準

（就労時間とは雇用契約の時間で残業時間，通勤時間は含まない。就労証明書（就学状況申告書）に記載された時間で判断する）

1週間当たりの勤務時間	指数	利用可の上限※	※180時間の申請の場合
38時間～40時間	100	180	
35時間～37時間	88	158	
30時間～34時間	75	135	
25時間～29時間	63	113	
20時間～24時間	50	90	

●ただし介護の場合は、以下のとおり要介護者の状況により判断し、指数の高い方を採用する。

要介護度	指数	利用可の上限
要介護3～5	100	180
要介護1～2	75	135
要支援1～2	50	90

【利用資格④その他の場合】

申請者の状況に応じ判断する。